

令和8年度滝沢市インターンシップ事業実施要領

1 目的

滝沢市が学生に対して市役所における就業体験の機会を提供することにより、学生の職業意識を高めるとともに、市政に対する理解を深めることを目的に、インターンシップを実施します。

2 対象者

大学（大学院を含む）、短期大学及び専門学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生で、大学等から推薦又は学生から申込みがあり、インターンシップ実習に積極的に取り組む意欲のある者（ただし、大学3年生以上又は修士・短大・専門学校1年生以上に限る。）を対象とします。

3 インターンシップ概要

(1) A日程

受入期間	令和8年8月17日（月）～21日（金）
勤務時間	9:00～17:00
体験内容	5日間の期間中、様々な部署で実習をしていただきます。
受入部署一覧 （予定）	<ul style="list-style-type: none">・市民環境部 防災防犯課・経済産業部 企業振興課、若者活躍推進室・教育委員会 文化振興課・都市整備部 都市政策課、道路課・上下水道部 施設課・健康こども部 子育て課
受入予定人数	1名

(2) B日程

受入期間	令和8年8月24日（月）～28日（金）
勤務時間	9:00～17:00
体験内容	5日間の期間中、主に技術職の職員（土木技師・建築技師）の業務に同行するほか、様々な部署で実習をしていただきます。
受入部署一覧 （予定）	<ul style="list-style-type: none">・都市整備部 都市政策課 道路課 河川公園課・上下水道部 施設課・経済産業部 観光物産課
受入予定人数	1名

4 申込方法

- (1) インターンシップを希望する学生は、インターンシップ調査票を各校の就職担当部署を経由して、滝沢市役所に提出してください。（原則学生本人からの申込は受けませんので、必ず所属する学校に相談してください。）
- (2) 各校の担当者はインターンシップを希望する学生をとりまとめ、インターンシップ申込書を添えて郵送にて滝沢市役所に提出してください。

5 申込期限

令和8年6月16日（火）【必着】

6 受入の可否

(1) 受入可否の通知

市は7月上旬頃までに受入の可否を大学等へ通知します。なお、申込者多数の場合は選考により決定します。

(2) 受入れまでの手続

ア 学生の受入を決定した場合は、大学等と市において、インターンシップに関する覚書を締結します。

イ 受入が決定した学生は、インターンシップ開始前にインターンシップ事業誓約書を市長に提出していただきます。

ウ 大学等又は受入が決定した学生は、インターンシップ期間中の事故等に備えてあらかじめ傷害保険及び損害賠償保険に加入し、インターンシップ開始前に加入を証する書類の写しを市に提出してください。

7 報酬等

報酬、手当、旅費及びその他一切の金品は支給しません。

8 遵守事項及び事故責任等

学生及び各校の担当者は以下の遵守事項及び事故責任等をあらかじめご確認ください。

- (1) 実習中は、関連する法令、条例及び規則等を遵守するとともに、職員の指示に従い実習に専念しなければならない。
- (2) 市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- (3) 実習中知り得た秘密や個人情報を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。
- (4) 実習中の事故に備えて傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中における事故に関しては、大学等及び実習生は自らの責任において対応すること。
- (5) 故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、市に対しその損害を賠償すること。
- (6) 実習生が第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

9 連絡先（申込先）

担当 滝沢市 企画総務部総務課 本間

住所 〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴飼55番地